

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 11 月 2 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号： 関東信越（神奈川県）（受）第 1700126 号

厚生局事案番号： 関東信越（神奈川県）（国）第 1700021 号

第1 結論

昭和 47 年 3 月から昭和 48 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 18 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間： 昭和 47 年 3 月から昭和 48 年 7 月まで

私は、昭和 57 年 4 月頃、A 町役場の B 出張所で国民年金保険料の納付について相談したところ、未納となっている期間の保険料は納めた方がよいと言われ、同年 5 月に請求期間の国民年金保険料を同出張所の窓口で、納付書によりまとめて納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、昭和 57 年 5 月に A 町役場の B 出張所の窓口で納付書によりまとめて納付したと主張しているが、請求者は、請求期間直前の昭和 47 年 3 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、当該期間直後の昭和 48 年 8 月 8 日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国民年金被保険者名簿により確認できることから、この間において、請求期間の住所地であったとする C 市及び A 町で国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 57 年 5 月時点において、請求期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、さらに、請求期間のうち昭和 47 年 6 月から昭和 48 年 7 月までの期間については、昭和 47 年 6 月の婚姻に伴う国民年金の任意加入対象期間であり、遡及して国民年金被保険者資格を取得することができない期間であることから、請求者は、請求期間の保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700127 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700022 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から平成 2 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年*月から平成 2 年 10 月まで

年金記録では、請求期間が国民年金の未加入期間となっているが、私が 20 歳になった頃に、元妻又は母親が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、祖母又は母親が、いつ、どのように、いくら納付していたかは覚えていないが、B 信用金庫本店 (平成*年の他金庫との合併後は、C 信用金庫 D 営業部。) で定期的に納付してくれていた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、元妻又は母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、祖母又は母親が納付してくれていたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、祖母は既に亡くなっており証言を得ることができない上、母親に聴取しても記憶が明確でなく、具体的な証言が得られず、元妻からも証言が得られないことから、請求者の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格については、平成 2 年 11 月 7 日に加入した厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番された基礎年金番号により、平成 21 年 4 月 13 日に初めて平成 13 年 2 月 28 日まで遡って取得しており、同日より前に同資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、

請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は*か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。